

綾瀬市二次医療機関高度医療機器導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域医療に貢献する二次医療機関が行う市民の医療の確保と健康管理を図るために必要な高度医療機器の導入に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる補助事業者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 市内の二次医療機関で、本市において5年以上診療行為を継続し、かつ、神奈川県救急病院の認定を現に受けているもの
- (2) 補助金の申請時において、診療科目数10以上を有し、かつ、病床数を100床以上有するもの
- (3) 神奈川県保健医療計画の改定（県央二次保健医療圏の既存病床数が基準病床数に対して不足を生じたときを含む。）において、新たに認められた増床に伴い高度医療機器を購入するもの

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、別表に定める基準により算出された額とし、3,000万円を限度とし、予算の範囲内で定める。

2 補助金は10万円単位とし、10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請期限)

第4条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、機器購入予定日の30日前までとする。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第2項第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 病院等開設等事前協議書の写し
- (2) 病院等開設事項変更許可申請書の写し
- (3) 病院等開設事項変更許可書の写し

(4) 高度医療機器見積書の写し

(決定通知)

第 6 条 規則第 7 条に規定する通知は、二次医療機関高度医療機器導入事業費補助金
(変更) 交付決定通知書 (第 1 号様式) によるものとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 規則第 8 条第 1 項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から
起算して 1 0 日を経過した日とする。

(変更等の承認)

第 8 条 規則第 6 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づく市長の承認を受けようとする
ときは、二次医療機関高度医療機器導入事業費補助金変更 (中止・廃止) 承認申請書
(第 2 号様式) により、変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し
て関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

(実績報告の提出期限)

第 9 条 規則第 1 2 条第 1 項に規定する市長の定める期日は、事業完了後 3 0 日以内
とする。

(補助事業者の責務)

第 1 0 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、本事業の目的を深く認識し、市民が
身近で、安心して多様な医療が受けられるよう、本市と連携して地域医療に貢献し
なければならない。

(書類の整備等)

第 1 1 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けた事業に係る収
入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書
類を整備保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日の属する市の会計年度の翌
年度から起算して、5 年間保存するものとする。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定
める。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

対象高度医療機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリカルCTスキャン（X線コンピューター断層撮影装置） ・MRI（磁気共鳴画像診断装置） ・アンギオ（血管造影装置） ・その他市長が認めるもの
補助対象経費	市民の医療の確保と健康管理を図るために必要な、高度医療機器購入費
補助率	2分の1

第1号様式（第6条関係）

二次医療機関高度医療機器導入事業費補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請があった綾瀬市二次医療機関高度医療機器導入事業費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

第2号様式（第8条関係）

二次医療機関高度医療機器導入事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 所在地
名称
代表者

印

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市二次医療機関高度医療機器導入事業費補助金に係る事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類